

## 質問回答書（2回目）

次の工事に関する質問に回答します。

令和6年11月8日

工事名：徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事

路線名等：徳島小松島港（赤石地区）

工事箇所：小松島市和田津開町

番号	質問事項	回答
1	貴県公共工事標準請負約款第25条の規定について、1～8項で規定されている要件に該当した際には契約金額の変更を認めていただけるとの理解でありますが、お間違いないでしょうか。	徳島県公共工事標準請負約款第26条のとおりである。
2	貴県公共工事標準請負約款第45条第12号の規定について、本契約に関して該当事例があった際に適用されるとの理解をしておりますが、お間違いないでしょうか。	徳島県公共工事標準請負約款のとおりである。

番号	質問事項	回 答
3	約款に関する貴県ご回答は、約款と同様に扱うものとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりである。
4	2.6.1(1)つり上げ荷重 約50.1tは請負者手配の吊具重量によって変更しても良いでしょうか。	仕様書の記載「約50.1t」は、想定した吊具重量（つり上げ荷重は、吊具重量+定格荷重の最大値）としており、変更については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。
5	3.4(11)階段等の固定ボルト、ナットの回り止め処理は「ばね座金」を使用することで良いでしょうか。	「ばね座金」では、回り止めとして不十分である。座面の滑りを確実に防止し、ナットの戻り回転によるゆるみを防止するものとする。
6	5.7.11船舶衝突防止装置はワイヤロープ等を用いたものではなく、「レーザーセンサ」等非接触式のセンサでも良いでしょうか。	船舶衝突防止装置については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。

番号	質問事項	回答
7	<p>6.1.2 機能内容(3) 保守管理機能</p> <p>1) 予防保全並びに保全作業管理、予備品管理等、保守業務全般の管理を支援するデータ、情報を提供するものであり、保全対象項目により下記の両方、またはいずれかの機能により行われる。</p> <p>① 自動的に収集された各機器、部品の使用時間及び使用回数のデータと、あらかじめ設定した予防保全実施推奨時間または使用回数を比較表示する。</p> <p>② 保全対象項目の現在の計測データ入力値と、あらかじめ設定した保全値を比較表示する。</p> <p>2) 予防保全情報表示対象項目としては、下記を含む。</p> <p>① ブレーキライニング及びブレーキパッド</p> <p>② 電気機器、配線絶縁抵抗</p> <p>③ 給油、給脂</p> <p>④ ワイヤロープ</p> <p>⑤ フィルタ(空気、油)</p> <p>⑥ バッテリ</p> <p>3) 予備品在庫及び使用量の集計、表示を行う。</p> <p>4) 過去の故障要因別故障回数の集計、表示を行う。</p> <p>5) 定期点検リストと点検実施チェックリストの表示を行う。</p> <p>モニタリングシステムの機能において、クレーンの制御装置及び機械装置の各種信号がコンピュータに随時入力されていない項目については、それらが記録できるような書式をPC内にエクセルデータ等で準備することで考えておりますがよろしいでしょうか？</p>	<p>仕様書のとおり、クレーンの制御装置及び機械装置の各種信号をコンピュータに入力可能な機能を有すること。</p>

番号	質問事項	回 答
8	<p>受注者の工場、及び受注者が手配する各購入品に対して、発注者もしくは監督職員が立会いを予定されている品目および回数につきましてご教示のほどお願いいたします。</p>	<p>立会の品目および回数につきましては、契約後、監督職員等との協議により、決定する。</p>
9	<p>本入札は、入札公告 1 入札に付する事項（電子入札対象案件）(8) その他 ③ この入札は、総合評価落札方式（標準型）により執行する。とあります。加算点等算出資料申請書に「（簡易型）」との記載がありますが、「（標準型）」で執行されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「入札参加資格確認資料作成の注意点」資料に、「提出様式にはエクセルの印刷機能を用いて、全てのページに「商号又は名称」及び「工事名」が印刷されるように設定しています。このため、印刷設定、書式等の変更は絶対に行わないでください。」との記載がありますので、入札参加者は修正は行わず、提出資料に「（簡易型）」が表示されたまま」で加算点等算出資料申請書を提出いたしても問題ございませんでしょうか。</p>	<p>入札公告のとおり、総合評価落札方式（標準型）により執行するものである。</p> <p>提出様式については、11月8日時点で様式を修正しておりますので、徳島県電子入札ホームページ、徳島県入札情報サービス（PPI）をご覧ください。</p>
10	<p>総合評価に関する事項 1 入札の評価に関する基準 ③ 企業の施工能力の評価に、評価基準 「同種工事の施工実績が5件以上ある」とあります。</p> <p>審査のご要求は5件の記載と理解いたしますので、7件の記載欄に対して5件の記載でよろしいでしょうか。</p>	<p>同種工事の施工実績について、必要事項が確認できない場合には評価しないので、総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書に7件まで記載できるものとしている。</p> <p>なお、記載にあたっては、注意事項を参照のこと。</p>